別紙１－４（第５条第４項関係）

介護職員初任者研修における対面以外の形態の要件

テレビ電話装置等を活用する形態、録画された動画を視聴させる形態、通信学習の形態により実施する場合の要件は、以下のとおりとする。

なお、実施形態に関わらず、実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面（本会場とは別の会場に講師を配置して行う形態であって、対面と同様の効果が認められる場合を含む。）により実施すること。

１　テレビ電話装置等を活用する形態

（１）講師等に対する研修受講者の質問の機会が確保できるようにすること。

（２）通信環境がない等で受講が困難な受講者から相談があった場合は、視聴用の会場を用意するほか、対面方式で行っている別の研修を案内する等の配慮を行うこと。

（３）受講者が講義を適正に視聴していることを確認するため、受講者の画面が常に表示されていることを確認するとともに、研修途中での試験・アンケート、研修後の課題・レポート等による理解度の確認を行うこと。

２　録画された動画を視聴させる形態

（１）講師等に対する研修受講者の質問の機会が確保できるようにすること。

（２）通信環境がない等で受講が困難な受講者から相談があった場合は、視聴用の会場を用意するほか、対面方式で行っている別の研修を案内する等の配慮を行うこと。

（３）受講者が講義を適正に視聴していることを確認するため、研修途中での試験・アンケート、研修後の課題・レポート等による理解度の確認を行うこと。

（４）添削指導、面接指導等による十分な指導を行うこと。

３　通信学習の形態

（１）通信学習の時間数は、各科目の上限を超えない範囲で最大合計４０．５時間までとし、残りの研修時間は、他の形態により実施すること。

（２）各科目の通信学習の上限は別表のとおりとすること。

（３）適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。

別表

通信学習の場合の通信時間数の上限

１　通信学習の総時間上限　・・・　４０．５時間

２　各科目あたりの上限　　・・・　下表による。

科目	総時間	通信時間（上限）
１　職務の理解	６時間	０時間
２　介護における尊厳の保持・自立支援	９時間	７．５時間
３　介護の基本	６時間	３時間
４　介護・福祉サービスの理解と医療の連携	９時間	７．５時間
５　介護におけるコミュニケーション技術	６時間	３時間
６　老化の理解	６時間	３時間
７　認知症の理解	６時間	３時間
８　障害の理解	３時間	１．５時間
９　こころとからだのしくみと生活支援	７５時間	１２時間
１０　振り返り	４時間	０時間
合計	１３０時間	４０．５時間